

【公表用】

令和4年度諮問第2号

令和5年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

第2 事案の概要

審査請求人と処分庁市川市長に争いの無い事実及び提出済の資料から認められる事案の概要は、以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成19年9月1日に市川市の住民となり、平成25年5月6日に浦安市に転出した。

その間、平成20年5月25日から平成21年3月15日まで、及び平成23年2月1日から平成24年9月30日までの期間、市川市が行う国民健康保険の被保険者であった。

- 2 処分庁は、審査請求人に対し、平成20年度分及び平成22年度分ないし平成24年度分までの国民健康保険税について、処分庁提出の令和4年8月30日付け弁明書別紙（以下「本件弁明書別紙」という。）「賦課期日」欄記載の各賦課期日に同「納期別の税額」のとおり賦課し（以下「本件本税」という。）、同「納税通知書発送日」欄記載の各発送日に納税通知書を送付したが、審査請求人は、同「納期別の納期限」欄記載の各納期限までに納付しなかった。

そこで、処分庁は、本件本税について、同「督促状発送日」欄記載の各発送日に督促状を送付したが、審査請求人は、各発送日から起算して10日を経過した日までに納付しなかった。

その後、審査請求人は、同「納付金額・納付日内訳」欄中の「納付日」欄記載の各納付日にその各左欄の「納付金額」欄記載の各納付金額を納付し、令和

【公表用】

3年5月31日までに本件本税は完納された。

3 そして、処分庁は、審査請求人が本件弁明書別紙「納期別の税額」欄記載の各金額を完納する都度、同「減免申請②に対する処分前延滞金」欄記載の各延滞金の額を確定させ、審査請求人に対し、確定した各延滞金の額の納付を課した。

4 令和3年5月31日、審査請求人は、処分庁に対し、本件弁明書別紙「減免申請②に対する処分前延滞金」欄記載の各延滞金全ての合計■■■，■■■円（以下「本件当初延滞金」という。）について、本件本税が課されていた期間に繰り返し失業の状態にあったことを理由に減免申請を行ったが、それを証する書類を直ちには提出できないと述べたことから、同減免申請を一度取り下げる事となった。なお、その際、審査請求人は、本件本税が課されていた期間にB型肝炎にり患していたこと等を述べた。

5 令和3年7月14日、審査請求人は、本件本税が課されていた期間に繰り返し失業の状態にあったこと、及びB型肝炎にり患していたことを理由に、本件当初延滞金の減免申請を行った。

同減免申請の際の延滞金減免申請書と題した書類及び添付書類（雇用保険受給資格者証、医療照会書（本人用））によれば、審査請求人の就労状況及びB型肝炎のり患に関し、以下の事実が認められる（なお、雇用保険の資格取得年月日をもって就職と認定した部分もある。）。

- (1) 平成19年4月1日に就職し、平成20年5月24日に離職した。
- (2) 平成20年8月22日に就職し、同年11月29日に離職した。
- (3) 平成21年3月16日に就職し、平成23年1月31日に離職した。

なお、審査請求人によれば、平成23年2月ないし平成24年8月の期間も就職していたとのことである。

- (4) 平成24年8月1日に就職した（離職の有無及び年月日は不明）。
- (5) 平成26年5月1日に就職し、平成27年4月30日に離職した。

【公表用】

(6) 平成27年10月1日から平成28年4月30日まで職業訓練を受講した。

(7) 平成28年5月1日に就職した（審査請求人によれば、その後下記(8)の判明により退職）。

(8) 平成28年8月16日のウイルス・マーカー検査の結果、HBs抗原、HBc抗体、HBV-DNAが陽性となるなど、B型肝炎にり患していることが判明した。

6 令和3年9月24日、処分庁は、上記5の減免申請に対し、平成28年5月2日から、審査請求人についてはB型肝炎にり患の事実があるとして、本件当初延滞金のうち、同日から令和3年5月31日までの■■■，■■■■円を減免し、延滞金の額を■■■■，■■■■円（以下「本件減免後延滞金」という。）に減免する決定を行った（市川第■■■■-■■号）。

7 令和3年11月25日、審査請求人は、それまで処分庁に対して主張していなかった、B型肝炎にり患したのが平成20年1月頃であったこと等を理由に、審査庁に対し、上記6の決定の取消しを求めて審査請求を行った。

これに対し、令和3年12月23日、審査庁及び処分庁は、従前主張されていなかった理由により本件減免後延滞金の減額の主張を行うのであれば、審査請求ではなく、まずは本件減免後延滞金の減免申請を行った方がよいのではないかの助言を行った。

8 令和4年2月16日、審査請求人は、処分庁に対し、本件減免後延滞金も含め、本件本税が課されていた期間全てについて、B型肝炎にり患していたこと、及び繰り返し失業の状態にあったこと等を理由として、本件減免後延滞金の減免申請を行った。同時に、審査請求人は、審査庁に対し、令和3年11月25日付けで行った審査請求を取り下げる旨の書類を提出した。

同減免申請の際の延滞金減免申請書と題した書類及び審査請求書添付書類（令和4年1月11日付け『証明書』）によれば、上記5の事実に加え、審査

【公表用】

請求人が平成20年1月22日に■■■■の■■を受診したことが認められる。なお、審査請求人は、■■■の受診の際にウイルス型肝炎の所見を得たこと、また、同月末に■■■■、同年2月初旬に■■■■において診察を受け、いずれも健康診断の結果からB型肝炎であろうと医師から告げられたと主張しているが、これらの受診結果等を証する診断書や診療録等はない。

- 9 令和4年3月16日、処分庁は、上記8の書類からは、審査請求人がB型肝炎にり患したのが平成20年1月頃であったと認める確たる証拠がないこと、本件本税の各納期限内に繰り返し失業の状態にあったとしても就労していたという事実も認められること等を理由に、本件本税を各納期限までに納付できる状況ではなかったと認められないことから、本件減免後延滞金の減免を認めることはできないとして、「市川第■■■■-■■号による国民健康保険税延滞金減免申請否決処分（以下「本件処分」という。）」を行った。

第3 本件審査の対象

本件審理における審査の対象は、審査請求人が本件本税を各納期限までに納付しなかったことについて処分庁が「やむを得ない事由」（地方税法（以下「法」という。）723条2項）に該当しないと判断し、行った本件処分が違法又は不当か否かである。

第4 審理関係人の主張の要旨

審査請求人及び処分庁から提出された各書面からうかがえる各審理関係人の主張の要旨は、それぞれ以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

処分庁は、審査請求人に賦課された平成20年度第3期分以降の国民健康保険税の延滞金のうち、平成28年5月2日以降の部分についてのみ、B型肝炎にり患していたとして「やむを得ない事由」（法723条2項）に該当すると

【公表用】

して減免を認めた。

しかし、審査請求人には、平成20年1月22日に■■■■においてウイルス型肝疾患の所見を得たこと、同月末に■■■■、同年2月初旬に■■■■において診察を受け、いずれも健康診断の結果からB型肝炎であろうと医師から告げられたこと、また、同年5月以降、一部の期間（同年9月ないし同年11月、平成21年3月ないし平成23年1月、平成23年2月ないし平成24年8月）を除き、定職に就けなかったことといった事情がある。

そのため、審査請求人については、平成20年1月以降は「やむを得ない事由」（法723条2項）が認められ、国民健康保険税の延滞金の減免が認められるべきである。

したがって、それを認めなかった本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

国民健康保険税に対する延滞金の減免が認められる「やむを得ない事由」（法723条2項）とは、災害等により納税者が税を納付又は納入する行為ができないと認められる事情をいい、災害等に基因して資金不足が生じたために納付等ができない場合は、基本的にはこれに含まれないと解され（市町村事務要覧 税務2 市町村税務研究会監修（以下「事務要覧」という。）3729頁）、処分庁においては、「納税者が税金を納税者の責めに帰すべからざる震災等により納付する行為ができない場合に当該税金を納期限までに納めることができなくて生じた延滞金を減免する」こととし、その事情を法15条の9第1項の延滞金の免除の規定に倣い、法15条1項各号に定める要件としている。

本件では、審査請求人が、B型肝炎にり患したのが平成20年1月頃であったと認める確たる証拠がないことから、「納税者（中略）が病気にかかり、又は負傷したとき」（法15条1項2号）には該当せず、本件本税の各納期限内に繰り返し失業の状態にあったとしても就労していたという事実も認められる

【公表用】

ほか、単なる失業の事実だけでは「納税者（中略）がその事業につき著しい損失を受けたとき」（法15条1項4号）に類する事実としての法15条1項5号に該当するともいえない。

さらに、一種の制裁金たる延滞金の減免は「納税者が税金を納税者の責めに帰すべからざる震災等により納付する行為ができない場合に当該税金を納期限までに納めることができなくて生じた延滞金」を減免するものであるから、単に法15条1項各号に該当するだけでは足りず、「納付する行為ができない場合」であることが認められる上で「やむを得ず」生じてしまった延滞金であると認められるものに限定されるものである。

したがって、国民健康保険税に対する延滞金の減免が認められる「やむを得ない事由」（法723条2項）は認められないから、本件処分は違法又は不当ではない。

第5 調査審議の経過

令和4年12月19日 審査庁から諮問受理

令和5年10月5日 第1回審議

令和5年11月14日 第2回審議

第6 審理員意見の要旨

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第7 審査会の判断

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 国民健康保険を行う市町村は、その被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができ（法703条の4第1項）、国民健康保険税の

【公表用】

納税者は、納期限後にそれを納付する場合には、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない（法723条1項）。

この延滞金については、地方団体の長は、納税者が納期限までに税金を納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があると認める場合においては、延滞金額を減免することができる（法723条2項）。

- (2) 法は、その「第1章 総則」「第8節 納税の猶予」において、国民健康保険税も含めた地方税一般の納税の猶予について定めているところ、法15条1項各号に定められた要件を満たして徴収の猶予が認められた場合、その猶予をした地方税に係る延滞金額のうち、徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額に相当する金額の2分の1に相当する金額は免除すると規定している（法15条の9第1項）。

そして、徴収の猶予が認められる要件としては、以下の事実が規定されている（法15条1項）。

ア 納税者（中略）がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。

イ 納税者（中略）が病気にかかり、又は負傷したとき。

ウ 納税者（中略）がその事業を廃止し、又は休止したとき。

エ 納税者（中略）がその事業につき著しい損失を受けたとき。

オ 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。

- (3) なお、国民健康保険税の本税については、地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において国民健康保険税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該国民健康保険税を減免

【公表用】

することができる」と規定され（法717条）、それを受けた市川市国民健康保険税条例（以下「条例」という。）26条1項は、市長は、次のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者のうち特に必要があると認める者に対し、その者の申請によって、国民健康保険税を減免することができる」と規定する。

ア 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち生計を主として維持する者（以下「世帯主等」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

イ 世帯主等が死亡したこと又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、世帯主等の収入が著しく減少したこと。

ウ 世帯主等の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

エ 世帯主等の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

オ 世帯主等が貧困により生活のため公私の扶助を受けたこと。

カ その他前各号に準ずる特別の事由があること。

2 審査請求人が本件本税を各納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」（法723条2項）が認められるか否か

(1) 法723条2項は、地方団体の長が、国民健康保険税の納税者が納期限までにそれを納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があると認める場合に、延滞金額の減免をすることができる」と規定している。

その規定ぶりからすると、同項は、客観的に「やむを得ない事由」があると認められる場合に、市町村長が自らの裁量によって減免することができることを定めたものであり、具体的にどの場合に延滞金の減免を行うかは、第一義的には、客観的な事情を勘案して市町村長が判断すべきものであるとい

【公表用】

える（事務要覧3729頁から3730頁まで）。

- (2) そして、処分庁においては、延滞金の減免を認めるか否かの「やむを得ない事由」（法723条2項）について、法15条の9第1項の延滞金の免除の規定に倣い、法15条1項各号に定める要件としている。

延滞金の免除の規定である法15条の9第1項及びその前提となっている徴収金の徴収の猶予の規定である法15条1項は、国民健康保険税も含めた地方税一般の納税の猶予について定めた「第1章 総則」「第8節 納税の猶予」における規定であり、国民健康保険税の延滞金の減免という本件で問題となる場面と類似した場面を想定した規定といえる。

したがって、法15条の9第1項の延滞金の免除の前提である徴収の猶予の要件（法15条1項各号）を、国民健康保険税の延滞金の減免の要件として参照することには合理性が認められる。

しかも、法15条1項各号の要件は、国民健康保険税の本税の減免の要件を定めた、法717条を受けた条例26条1項各号の要件（上記1(3)参照）と相当程度類似しており、本税と延滞金という違いこそあるものの、この点からみても、国民健康保険税の延滞金の減免の要件として法15条1項各号を参照することは合理的といえる。

以上からすれば、処分庁が主張するように、国民健康保険税の延滞金の減免を認めるための「やむを得ない事由」に該当するか否かを、法15条1項各号の要件を参照して判断することは、市町村長の裁量の範囲内といえ、何ら問題はないといえる。

- (3) これを本件についてみると、審査請求人がB型肝炎にり患したことが認められるのは平成28年8月16日におけるウイルス・マーカー検査によってであり、その他は平成20年1月22日に■■■■の■■を受診したことが認められるにとどまる。

これに対して、審査請求人は、令和4年6月10日付けの審査請求書にお

【公表用】

いて、ジェノタイプCは母子感染を証明するものであること、■■■の受診の際にウイルス型肝疾患の所見を得たこと、また、平成20年1月末に■■■、同年2月初旬に■■■■において診察を受け、いずれも健康診断の結果からB型肝炎であろうと医師から告げられた旨、主張している。

しかし、上記第2・5のとおり、審査請求人は平成20年5月の離職以降、繰り返し失業の状態にあったとはいえ、就労していたという事実や職業訓練を受講していたという事実も認められることから、本件減免後延滞金に係る同年4月頃ないし平成24年4月頃に「納税者（中略）が病気にかかり、又は負傷したとき」（法15条1項2号）に該当していたとはいえない。また、就労不能として「前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき」（法15条1項5号）に該当するともいえず、その他、法15条1項の他の要件に該当していたとも認められない。

以上から、審査請求人については、法15条1項各号のいずれにも該当せず、本件本税を各納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」（法723条2項）は認められない。

(4) したがって、本件減免後延滞金の減免は認められないから、本件処分は違法又は不当ではない。

第8 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

以上

【公表用】

令和5年11月14日

市川市行政不服審査会

委員 土井 智雄

委員 多賀 亮介

委員 草開 文緒